

鉾田市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

※今回の受付では、法定外労災保険の加入を要件化しませんが、次回の受付から要件化を検討中ですので、ご注意ください。なお、要件化することが決まりましたら、市ホームページ等で周知する予定です。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは市内に本店を有する業者、又は市内に支店、営業所を有し委任される業者で、土木一式、建築一式、管、舗装、水道施設の5業種に限ります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

市内業者格付分一覧のみ鉾田市ホームページに登載します。

有資格者名簿については、閲覧（鉾田市役所本庁舎2階 財政課）にて公表します。

6 名簿を併用する部局

鉾田市役所の各部局及び出先機関

7 個別書類について

個別書類はありません。

8 問い合わせ先

鉾田市 政策企画部 財政課 契約管財係

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田1444番地1

電話 0291-36-7155（内線1233・1234）

E-mail : zaisei@city.hokota.lg.jp